

時事新報

第二千八百三十四號
 明治三十三年十一月十日(月曜日)
 舊曆庚寅九月廿八日(乙未)
 日出版六時三十分
 月入銀三十三元
 半年入銀一百九十元
 一年入銀三百六十元
 廣告費另議
 (西曆一千八百九十年)

時事新報定價
 時事新報一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價
 送送料廣告料ハ左ノ如シ
 一、一月前金五十五圓三箇月前金一圓五十圓六箇月前金三
 圓〇一年前金六圓
 〇時事新報社ニ直接ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
 一月十五圓ノ送送料ヲ申受フ
 時事新報廣告料前金
 一行五活字廿四字一、一日限、六日以上、七日以上
 一行、二、付、十二、二十、三十、四十、五十、六十、七十、八十、九十、百

自由の敵
 國會開場の期も近く政治論の次第に喧しきに従て世
 人の熱心も亦次第に劇しく士族書生流の人々が時として
 政治に乗じて世間の耳目を驚かす事あるは深く咎
 るに足らずと雖も其熱心の頂上に達して論争の界を逸
 し遂に腕力争闘の沙汰に及ぶが如きは我輩の最も取ら
 ざる所なり苟も政治家を以て自から居る者が政治主義
 の論議よりして互に敵意を生じ其極端に車夫、士方の
 風を煽り腕力に訴へ腕器を弄び血を流すに至るとは
 我輩の極端にして士君子の實に見聞するに忍びざる
 所なれども如何せん近來の流行は正しく此殺風景にし
 て雖も其會場に於て斯々の演説を爲したるが故に反對
 者の爲めに打たれ辛うして我家に迷歸りたりと云ひ
 某の爲めに傷つたりなど聞くも誠に當りしや話は我
 輩の毎度耳にする所なり抑も是等民間の政治家が常に
 主張して其口辭ともなれるは即ち人民の權利自由を保
 護するの一事に外ならずして今日其政治に奔走して鬼
 角政府に反對する所以も畢竟現政府が人民の權利自由
 を重んずるに充分ならずと云ふが故ならん然るに其權
 利の根本は自から自家の所行を省みて果して人民
 の權利自由を尊重したる跡あるを窺はざるは誠し何
 人たりとも他の權利自由を奪はざる限りは勝手に我
 ん所を言ひ我欲する所を行ふと即ち其人の權利自由
 にして之を制し之を妨ぐる者は例へば如何なる手段を
 用ひて其目的を達するも名けて權利自由の敵と云はざ
 るを得ず抑も今日民間の政治家と稱する者が往々腕力
 以て反對者を攻撃する其理由を尋ねれば別に深き意旨
 ありては蓋し其氣に叶はざる者を苦しめて一時の
 利を得んとす人にしては正しく權利自由を尊
 られざるものも亦多し其結果として容易からず何となれば
 彼れが云々の説を論ずるの事を行ひざるは不都合あり
 りてて反對者に暴行を加へんとする其意は公然他人
 に向て暴行爲を禁止し其禁令に背けば刑に處すべしと
 論ずるに異ならざればなり新聞條例集會政社法の如
 きは蓋し此類なるが如しと雖も其論則は世間に公

布して一定するが故に此方に於て用心して之に違犯せ
 ざるやう様々其工夫もなきにあらざれども獨り彼の腕
 力主義の政治家即ち世に所謂壯士の暗撃に至ては何時
 何處にて如何なる原因より如何なる事の發すべき哉之
 を前知するに由なければ苟も身を重んずる人は常々彼輩
 に對して我思ふ所を充分に吐露するを危み家に在
 る時外に出る時も戦々兢兢として其暴行に逢はらぬ
 とを恐れる者なし然るに此壯士あるものは近來大に
 政治家仲間を珍重せられ其利用する所と爲りて政界を
 横行して權を所なさのみならず之を利用する政治家も
 我は幾名の壯士を支配せり我部下には幾人の壯士を養
 成せりなど言に其率る所の多きに誇り何か重大なる政
 治上の集會等あれば第一に馳集る者は即ち壯士にして
 議事の事項より投票の結果に至るまで遠慮なく之に干
 渉して其場は全く腕力主義の爲めに左右せらるる言
 ふも過言に非ざるが如し左れば少しく思慮ある者け期
 會場に臨み斯の人々を相手にして我思ふ所を陳述す
 るが如き危険に近づくを爲さず退て自から守るの
 外あらざれば政治社會の事情すくく一變風暴なりと云
 ふ可し

政界の事情斯の如くにして扱又壯士の身上を説れば
 大概皆地方の少年學生士族にして血氣自から禁する能
 はず身に多少の教育を得て生計其氣位を満足せしむ
 るに足らず何か事あれがしと思ふ折極政治社會先達
 の人々が臨時の方便として之を用ひんとするとなれば壯
 年の爲めには無上の好機會にして種々様々の奇相を呈
 するも敢て怪しむに足らざるなり故に今日政界に
 腕力の沙汰を聞くは固より面白からずと雖も其罪を尋
 らば腕力家その人にあらずして其使用者に在り家を燒
 くは火の罪に非ず放火者の罪なりとして我輩は事の原
 因を求めんと欲する者なり抑も政治社會先達の人
 々が平生唱ふる所の自由主義とは果して如何なる意味
 なるや唯時の政府に抵抗して苟も人民の言論行爲を檢
 束する法令を除去せしむれば夫れにて自由主義の目的
 を達したりと爲す欺去りては又字義の解釋狭くして
 誤るものと云はざるを得ず我輩が世人一般と共に知る
 所の自由とは人々勝手に我思ふ所を言ひ我思ふ所を行ふの
 自由にして之を妨ぐるものは假令へ政府の法律にても
 又民間政治家の暴行にても聊か異なる所なく概して之
 を自由の敵と稱はざるを得ず然るに今日民間の政治家
 は一方に暴力を用ひて反對者の言論行爲を妨げ其自由
 を奪はざるが如し他一方に於ては強に政府の取締を容め
 て不平なるが如し答に傲ふ者と云ふ可きのみ

るより貿易上の旨味は荒方外商の嘗むる所とあり日本
 商人は僅かに其命汁に満足せざるを得ず如何にも以て
 不本意の至りなりとて近年米國杯に渡航し單身獨立の
 業を營せんとしたるものも少からざれども多分は失敗
 して其志を得ざりしが不幸にも此悲劇は兎角内國商人
 の心臓を冷して益々悲劇の念を起さしむるに過ぎず對
 の自然とは申しながら返すくも遺憾に堪へざる所な
 り今其失敗の由て來る所を聞くに經營措置の宜しきを
 得ざるは勿論のみとあれども多くは實業の弊に陥りた
 るものなりと云ふ蓋し日本人の癖として内實差程の餘
 裕あるにもあらずして只管外觀の美を飾り商店の如き
 も相應しからぬ精立てを爲し身形も亦之れに準じて分
 外の扮装を爲す等斯の如きもの一々枚舉に違わらず而
 して肝腎の商賣よりは酒食の交りに忙はしく表面の體
 面だけは殊の外美なりと雖も斯の不都合なる沙汰は到
 底永続すべきものならざるを以て次第に手許の不自由
 を來し終には折角開きたる商店も爰に戸を閉るの止む
 を得ざる仕儀となり多少の創業費を失ふと共に空しく
 人の物笑となる耳斯くて世間の手前も何となく昔日の
 顔色に對して自ら恥る所あるのみならず露中の露へも
 かく安閑として異郷の月日を送る譯にも參らぬよりす
 おく日本國に逃歸り恥を忍び苦を嘗めて長く彼國に
 留り以て再興の計畫を爲すものなく往くものは皆れど
 も運るものは往かざるが爲め其失ふたる金銀は容易に
 回復するを得ずして遂に日本貿易上の損失に歸するも
 の多し然るに世間動もすれば我國の商人は金の乏し
 きが爲め外國貿易に不覺を取るが如く専ら言ひ做すも
 のあれども實際前記の如き有様にては如何なる富有
 の商人と雖も取らざるものはなかるべく畢竟するに
 其人の過失にして商賣の罪にあらざるなり若しも然ら
 ずして單に資金不足の一條にのみ由るものとするれば
 貿易の失敗は必しも日本の商人に限らず支那人の如き
 も亦其敗者の位置に立たざるべからず試みに彼の米國
 杯に出稼する所の支那人を見るに最初は行李蕭然たる
 一個の勞働者に過ぎざれども平生得意の資を忍耐と
 を以て兎も角も多少の金を貯へ其得たる金を資本とな
 して或は雜貨の小賣を試み或は輸出入品の仲買を始め
 る等漸々其歩を進め終つて一處の貿易商と爲るもの
 少しとせず而して彼等は現に東西の貨物を雙方に通じ
 て以て相當の利益を占め世界中到處として支那人商
 の在るも亦なく其勢一感米文明國の商人とも遜せんと
 する有様にて現今東洋貨物の販賣は殆んど全く支那人
 の手中に在り申すも敢て不當の言にあらざるが如し
 左れば日本人とて從來の時風を改め服飾を去りて質
 素に就き忍耐して事に従ひ若く其効を奏するの方針を
 取りたらんには當に今日迄の如く失敗するの氣遣なき
 のみならず將來日本の貿易を進歩せしむるの一大原因
 とも相成るべく斯くても尙ほ日本人の海外貿易は東
 かと云ふものあらば支那人は何故に世界各國の市場
 に於て右の如く仕合せ好か兎にも角日本の商人にして
 海外貿易に志あるものには深く其邊に鑑みて然るべし
 となり

○内務省は文部 昨八日の本欄に文部大臣を告訴す
 應じて掲げたる項中支内務大臣とあるは文部大臣の
 誤植

○外國貿易に就いて 日本人の外國貿易に従事するも
 のは概ね坐して取引を爲し我より進んで海外諸邦の市
 場に乗出し以て直接に買入れ又は買捌を爲すもの稀な

百九十九萬三千六百
 一八、家族百五十六
 七萬四千五百五十八
 六十四人、家族三千
 六十四人、現在在
 前年同日の現在在
 十六人口に於て四
 而して其年齡別及
 年別

年別	男	女	合計
一	五五、二六六	五五、二六六	一一〇、五三二
二	四八、一一一	四八、一一一	九六、二二二
三	四四、四二一	四四、四二一	八八、八四二
四	四一、〇三二	四一、〇三二	八二、〇六四
五	三七、六四三	三七、六四三	七五、二八六
六	三四、二五四	三四、二五四	六八、五〇八
七	三〇、八六五	三〇、八六五	六一、七三〇
八	二七、四七六	二七、四七六	五四、九五二
九	二四、〇八七	二四、〇八七	四八、一七四
一〇	二〇、六九八	二〇、六九八	四一、三九六
一一	一七、三〇九	一七、三〇九	三四、六一〇
一二	一三、九二〇	一三、九二〇	二七、八四〇
一三	一〇、五三一	一〇、五三一	二一、〇六二
一四	七、一二二	七、一二二	一四、二四四
一五	三、七三三	三、七三三	七、四六六
一六	〇、三四四	〇、三四四	〇、六八八
一七	〇、〇五五	〇、〇五五	〇、一一〇
一八	〇、〇〇六	〇、〇〇六	〇、〇一二
一九	〇、〇〇七	〇、〇〇七	〇、〇一四
二〇	〇、〇〇八	〇、〇〇八	〇、〇一六
二一	〇、〇〇九	〇、〇〇九	〇、〇一八
二二	〇、〇一〇	〇、〇一〇	〇、〇二〇
二三	〇、〇一一	〇、〇一一	〇、〇二二
二四	〇、〇一二	〇、〇一二	〇、〇二四
二五	〇、〇一三	〇、〇一三	〇、〇二六
二六	〇、〇一四	〇、〇一四	〇、〇二八
二七	〇、〇一五	〇、〇一五	〇、〇三〇
二八	〇、〇一六	〇、〇一六	〇、〇三二
二九	〇、〇一七	〇、〇一七	〇、〇三四
三〇	〇、〇一八	〇、〇一八	〇、〇三六
三一	〇、〇一九	〇、〇一九	〇、〇三八
三二	〇、〇二〇	〇、〇二〇	〇、〇四〇
三三	〇、〇二一	〇、〇二一	〇、〇四二
三四	〇、〇二二	〇、〇二二	〇、〇四四
三五	〇、〇二三	〇、〇二三	〇、〇四六
三六	〇、〇二四	〇、〇二四	〇、〇四八
三七	〇、〇二五	〇、〇二五	〇、〇五〇
三八	〇、〇二六	〇、〇二六	〇、〇五二
三九	〇、〇二七	〇、〇二七	〇、〇五四
四〇	〇、〇二八	〇、〇二八	〇、〇五六
四一	〇、〇二九	〇、〇二九	〇、〇五八
四二	〇、〇三〇	〇、〇三〇	〇、〇六〇
四三	〇、〇三一	〇、〇三一	〇、〇六二
四四	〇、〇三二	〇、〇三二	〇、〇六四
四五	〇、〇三三	〇、〇三三	〇、〇六六
四六	〇、〇三四	〇、〇三四	〇、〇六八
四七	〇、〇三五	〇、〇三五	〇、〇七〇
四八	〇、〇三六	〇、〇三六	〇、〇七二
四九	〇、〇三七	〇、〇三七	〇、〇七四
五〇	〇、〇三八	〇、〇三八	〇、〇七六
五一	〇、〇三九	〇、〇三九	〇、〇七八
五二	〇、〇四〇	〇、〇四〇	〇、〇八〇
五三	〇、〇四一	〇、〇四一	〇、〇八二
五四	〇、〇四二	〇、〇四二	〇、〇八四
五五	〇、〇四三	〇、〇四三	〇、〇八六
五六	〇、〇四四	〇、〇四四	〇、〇八八
五七	〇、〇四五	〇、〇四五	〇、〇九〇
五八	〇、〇四六	〇、〇四六	〇、〇九二
五九	〇、〇四七	〇、〇四七	〇、〇九四
六〇	〇、〇四八	〇、〇四八	〇、〇九六
六一	〇、〇四九	〇、〇四九	〇、〇九八
六二	〇、〇五〇	〇、〇五〇	〇、一〇〇
六三	〇、〇五一	〇、〇五一	〇、一〇二
六四	〇、〇五二	〇、〇五二	〇、一〇四
六五	〇、〇五三	〇、〇五三	〇、一〇六
六六	〇、〇五四	〇、〇五四	〇、一〇八
六七	〇、〇五五	〇、〇五五	〇、一〇九
六八	〇、〇五六	〇、〇五六	〇、一一一
六九	〇、〇五七	〇、〇五七	〇、一一三
七〇	〇、〇五八	〇、〇五八	〇、一一五
七一	〇、〇五九	〇、〇五九	〇、一一七
七二	〇、〇六〇	〇、〇六〇	〇、一二〇
七三	〇、〇六一	〇、〇六一	〇、一二二
七四	〇、〇六二	〇、〇六二	〇、一二四
七五	〇、〇六三	〇、〇六三	〇、一二六
七六	〇、〇六四	〇、〇六四	〇、一二八
七七	〇、〇六五	〇、〇六五	〇、一三〇
七八	〇、〇六六	〇、〇六六	〇、一三二
七九	〇、〇六七	〇、〇六七	〇、一三四
八〇	〇、〇六八	〇、〇六八	〇、一三六

○全國民籍戶口總數 內務省に於て調査せる昨二十二
 年十二月三十一日現在全國の戶數は七百八十四萬八
 七十二戶人口は四千七萬二千二百八十八にして内男二千
 七十四萬六千三百三十六人、女千九百八十二萬五千六百
 八十四人又族籍を以て別つときは華族三千八百二十五
 人、内戸主五百九十三人、家族三千二百三十二人、士族